

2020年度第5回公立大学法人下関市立大学理事会議事録

日 時 2020年7月31日（金）10時00分～11時47分
場 所 本館Ⅱ棟5階 大会議室
出席者 山村理事長、川波副理事長、韓理事、砂原理事、飯塚理事、大田理事、
藤井監事
欠席者 矢儀理事、山元監事

1. 議長より開会が宣言された。

2. 議事

(1) 議決事項

議案第1号 公立大学法人下関市立大学点検評価委員会規程の一部改正について

事務局が説明を行い、現行で規定されている部局長等の教員を外した改正後の構成では点検評価が正しく実施されるか疑問であり改正に反対との意見があったが、当該議案の改正は、今後、法人評価及び認証評価を受審するにあたり重要となる内部質保証を確立し、PDCA サイクルを効率良く運用する組織作りに必要なことであり、構成は職員の一部に負担が偏ることのないよう配置したとの説明があり、議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

議案第2号 下関市立大学相談支援センター規程の一部改正について

事務局が説明を行い、当該規程が5月に制定後すぐに改正が必要になったのは内容が不十分なためではないか、ハラスメント防止委員会規程のほうが優れており廃止すべきでなかったとの意見があったが、相談支援センターの運用が当初の予測より早く正常に機能しているため、このタイミングで組織を統括する副学長の権限を分散し、センター長を配置するものとの説明があり、議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

議案第3号 公立大学法人下関市立大学教員研修規程の一部改正について

事務局が説明を行い、改正前第3条「自由と自主性を尊重し」の箇所を削除し、また、新たに「研修に係る旅費及び滞在費を支給しない」旨を規定（第9条）することは、研究の大幅な後退に繋がるおそれがあるため反対との意見があったが、研修期間中に給与とは別に旅費や滞在費を支給できる現行制度を他大学と

同様のものに改めるものとの説明があり、議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

議案第4号 下関市立大学教員の懲戒等の手続に関する規程の一部改正について

議案第5号 公立大学法人下関市立大学事務職員懲戒規程の全部改正について
事務局が一括で説明を行い、当該議案は労働組合との交渉にて合意を得ていないため継続審議にすべきとの意見があったが、労働組合には交渉に応じるよう再三お願いをしたが叶わず、今回の上程となったとの説明があり、議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

議案第6号 下関市立大学教員昇任選考規程の制定について

事務局が説明を行い、当該規程の制定は教員のキャリア形成上非常に重要な事項のため継続審議とし全教員に内容を開示し意見を聴くなどの手続を踏むべきとの意見があったが、議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

議案第7号 下関市立大学教員評価指針について

事務局が説明を行い、当該議案の「7 評価結果の活用」は教員の待遇に関わる重要な事項のため継続審議とし全教員に内容を開示し意見を聴くなどの手続を踏むべきとの意見があったが、議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

議案第8号 教員の採用について

学長が説明を行い、業績や略歴を理事会で提示し、縦覧の機会を設けるべきとの意見があったが、当該教員の採用は、下関市立大学教員採用選考規程第11条の規定によるもので、学長による審査報告書は賛否の判断に必要な情報の記載がされているとの説明があり、議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

3. 以上をもって本日の議事が全て終了したので、議長は閉会を宣した。